

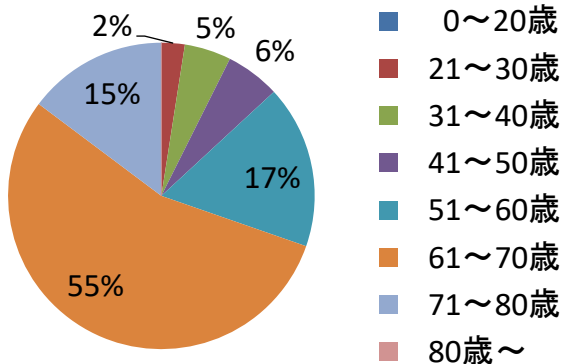
防災士アンケート集計結果

H28年8月作成

アンケート概要説明

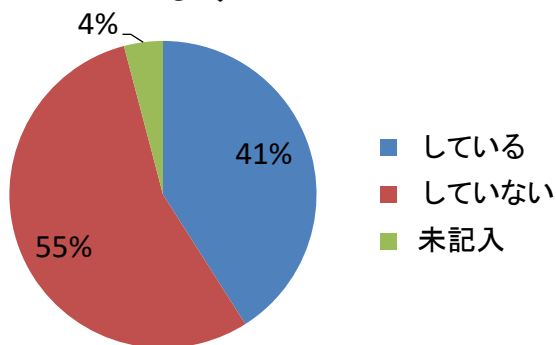
- ・アンケート対象者…188名
(H28.5末日時点で市内に在住する防災士)
- ・アンケート集計方法…アンケート用紙を郵送し、アンケート記入後に返信用封筒にて回収
- ・アンケート回答数…122通(回答率64.9%)

1. 年齢を教えてください



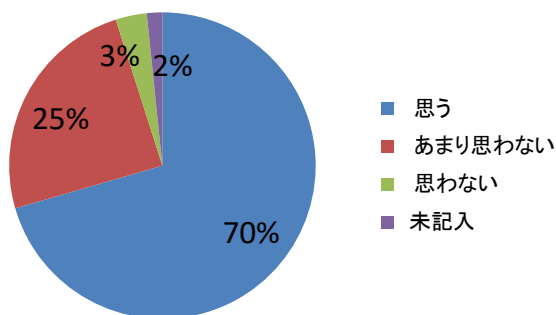
市内在住防災士の年齢内訳は、60歳以上の方が70%を占めていることが分かりました。一方、若年層の人数が著しく少ないことも読み取ることができます。若年層の防災意識が希薄であること、現在、自主防災組織等で活動されている方が地域防災に活かすために防災士資格を取得された等の要因が考えられます。

2. 自主防災組織で活動していますか？



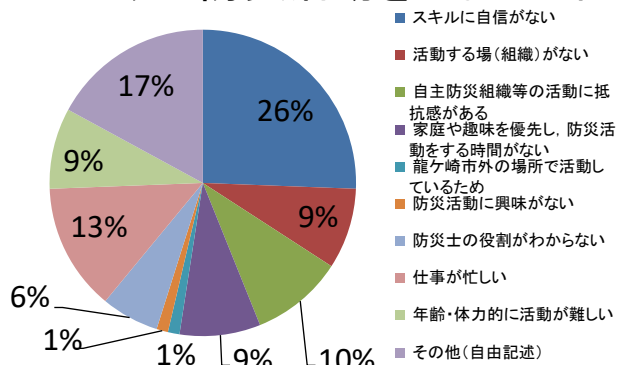
防災士の方々は地域自主防災組織で活動されている方が多くいらっしゃる傾向にあるようです。他方、半数以上の方が地域で防災活動をされていない現状もありますので、防災士が地域防災に根差すような施策を行政としても実施していかなければならないと感じています。

3. 防災スキルを地域に活かしたいと思いませんか？



防災士としてのスキルを活かしたいと考える方が70%と、多数を占める結果となりました。自分の住むまちの防災力を高めようと思われている方が多くいらっしゃることに感銘を受けるとともに、嬉しさを感じます。

4. 地域で防災活動をしらない理由



地域での防災活動でもっとも支障となっている点は、防災士としてのスキルに自身を持ってない点であることが分かります。今回開催いたしました研修会等を通して、防災士としての知識・技能を習得する場を、行政として提供していくことが重要です。

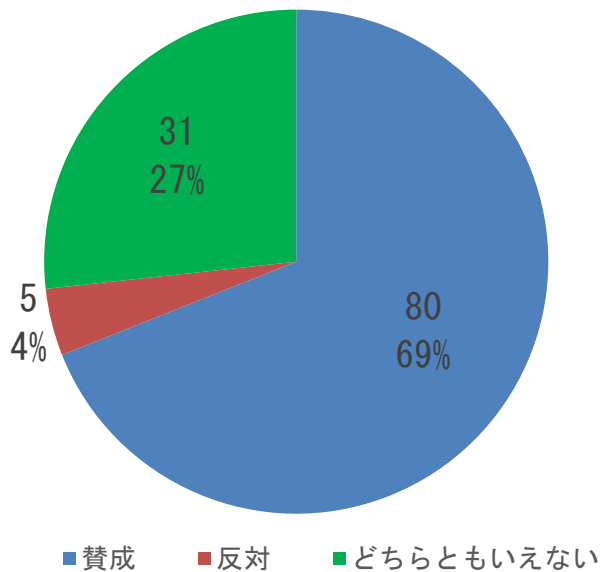
防災士の組織化に関する アンケート集計結果

H29年6月作成

アンケート概要

- アンケート対象者...201名
(H29.3末日時点で市内に在住する防災士)
- アンケート方法...市内防災士宅にアンケートを郵送し、書面にてアンケートを回収
- アンケート回答数.....116通(回答率57.71%)
(H29.05.31 現在)

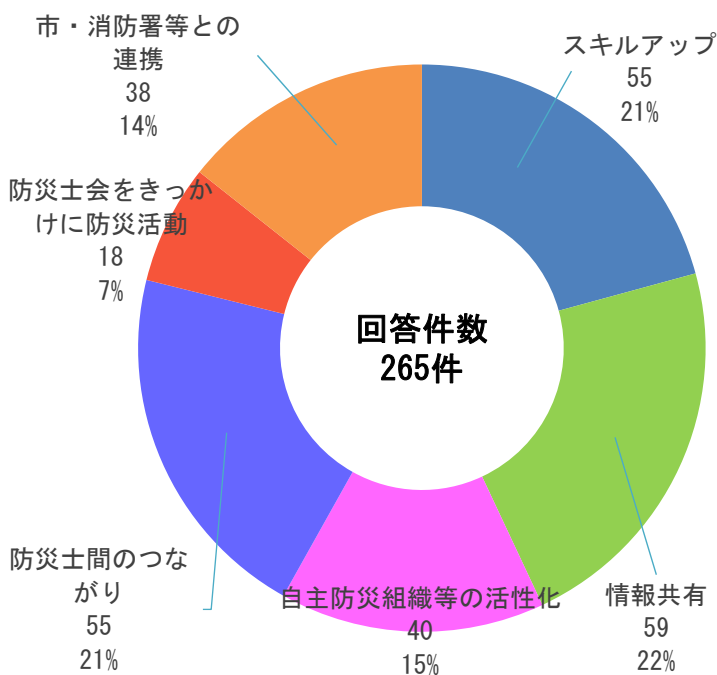
1. 防災士の組織化に賛成ですか 反対ですか？



組織化することに賛成される方が約7割を占める一方、反対される方は4%と、大多数の方が組織化を求めるという結果となりました。

組織化に賛成された方の中には、防災士会発足後の組織・運営次第という声も多くあり、市としましても防災士会が地域防災に積極的に携われる環境づくりが大切であると改めて感じています。

2. 組織化に賛成する理由

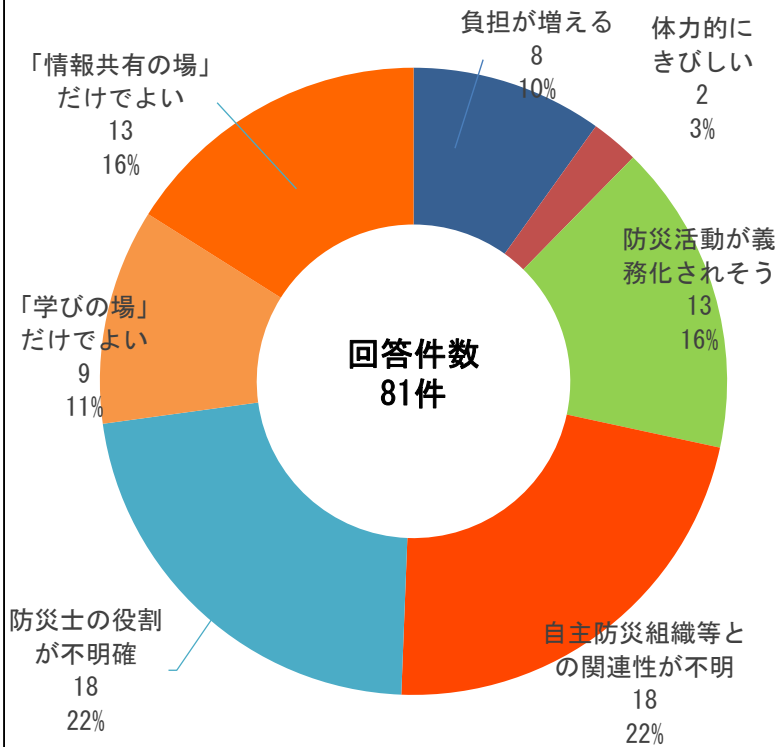


組織化に賛成する理由としては①情報共有、②スキルアップ、③防災士間のつながりとの意見を多くお寄せいただきました。

スキルアップや防災情報の共有など、防災意識を高めたいとお考えの防災士が多いことに、大変心強く思っています。

防災士間のつながりは、これまで防災士の交流がほぼ無かった為、組織化の果たす大きな目的と言えます。

3. 組織化に賛成できない理由

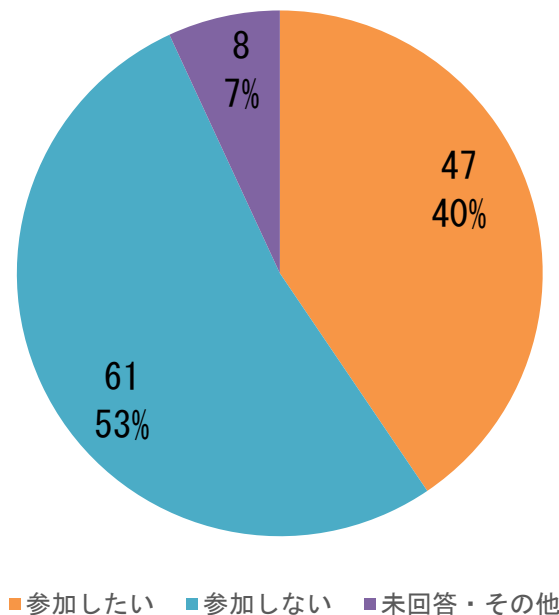


組織化に賛成できない理由として、防災士の役割が不明確、自主防災組織等との関連が不明との意見が挙げられました。

日本防災士機構HPなどでは防災士の役割が示されていますが、自主防災組織等との連携や、組織内での立ち位置が、明記されておらず、不明確な部分があると思います。

市としても防災士が地域で活動しやすい体制づくりを構築して参りたいと思います。

4. 防災士組織化検討会に参加しますか？



予定では20名程度の参加者を想定していましたが、47名の方に手を挙げていただき、感謝申し上げます。

防災士組織化の目的や活動内容を十分議論のうえ、防災士の組織化を進めて参りたいと思います。

3. 組織化に賛成する理由(抜粋)

- 現在, 自主防災会は防災訓練実施だけを目的としていて, 災害時には全く機能しない組織になっている。災害時に機能する組織として維持する方策を立案する為、組織化が必要である。
- 負担にならない程度がよい。
- 事案発生した際, 組織化していなければ, 防災士としての防災活動ができないと思う。
- 防災士と市, 消防との連携により大災害時に素早く対応できる。
- 今のままだと, 何の為に資格を取得したのか分からない。

3. 組織化に賛成する理由(抜粋)

- 毎年交替する自治会役員が担当する自主防災組織では, 真の防災対策は検討できないと思う。
- 当市は著しく少子高齢化が進んでいる。一般論だけでなく, 万一の際の避難体制を10年20年先を考えた手を打つ必要がある。
- 自主防災組織やコミュニティ協議会との違いを明確にした組織であれば賛成。あくまでもボランティアという位置付けでお願いします。

平成29年6月17日（土）開催 第1回防災士組織化検討会の振り返り

●市で防災士資格取得に要する費用を補助金として交付しているが、補助金交付額にたいする効果検証が必須ではないか。

→これまで防災士資格を取得された方が自発的に自主防災組織等で活動していただくことを想定していましたが、アンケート結果などから、実情として地域の防災活動に携わっていない方が多いことを課題として認識しています。市として考える補助金交付に対する効果というのは「防災士が地域で防災活動を営む」ことにあると捉えています。一人でも多くの防災士が自主防災組織等で活動する為のステップとして、防災士を組織化し、活動しやすい環境を整備することが市の責務と考えます。

●防災士の役割が不明確である。また、防災士連絡会との関連が不明である。

→日本防災士機構によると、防災士とは「自助・共助・協働を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを、日本防災士機構が認証した人」とあります。防災士の活動の場は、居住する地域の他に団体・企業、災害時のボランティアなど様々ですが、市が求める防災士の役割は地域の防災活動の中心となって活動することと考えます。基本的に防災士は地域内で個人として防災活動をする事となりますが、防災士のスキルアップと防災士間の連携等の受け皿として防災士連絡会が必要と考えます。

●防災士と自主防災組織のすみわけはどのように考えているか？

→地域の防災活動は自主防災組織が軸となり行うものと考えます。防災士は自主防災組織の中核として携わる、または自主防災組織の要請に応じて指導・助言を行うことが期待されます。

●防災士の組織化よりも既存の自主防災組織の活性化が重要ではないか？

→市内の各自主防災組織においては、防災活動を活発に行っている組織とそうでない組織があることは認識しています。市で把握している限りではありますが、活発に活動する組織には活動の中核を担う方がいらっしゃいます。市としては、その役割を防災士が担うことを期待しており、その為には防災士のスキルア

ップや防災士間及び防災関係機関との情報共有の場が必要と考え、防災士の組織化を検討しているところです。

●【防災士連絡会規約（案）について】

- ・ 指導・助言をやめてほしい
- ・ 提言にしてほしい
- ・ 協力・連携や支援といった一緒にやるという表現が重要
- ・ 防災士は自主防災組織に参加で、助言ならいい

→防災士連絡会規約第4条の「(3) 地域コミュニティ協議会及び自主防災組織等への指導助言」は防災士連絡会としての話である為、防災士連絡会から自主防災組織等への「指導・助言」は時期早尚と判断し、削除する方向で検討します。なお、防災活動の中で防災士が自主防災組織等に指導・助言する場面は当然あるものと認識しております。

●市として自主防災組織の活動水準（市が求める要求）を設定すべきではないか。

→自主防災組織に対しては、年1回の総会をはじめ、防災講演会、自主防災組織リーダー研修会、各地区の防災訓練において自主防災組織に求められる役割や活動の助言をしています。また、自主防災組織やコミュニティ単位で問題意識を抱いている団体からは「出前講座」という形で職員が地域に赴き、地域防災の重要性を説明し、意見交換を行っているところです。自主防災組織は「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織です。自主防災組織が取り組むべき活動については、災害の種別、地域の自然的、社会的条件、住民の意識等が地域によって様々であることから、活動の具体的範囲及び内容を画一化することは困難であると考えます。自主防災組織は「住民の隣保共同の精神に基づく自発的な防災組織（災害対策基本法第2条の2第2号）」であることから、市としては継続的に自主防災組織にたいして災害リスクの周知や防災活動の助言をしていくことが責務と考えています。

平成29年8月26日（土）開催 第2回防災士組織化検討会の振り返り

●規約について（指導助言）

第4条1項3号

「地域コミュニティ協議会及び自主防災組織への指導助言」

- ・指導・助言は行き過ぎではないか？
- ・防災士個人としての指導助言はあっても、会の事業としては不要では？
- ・自主防災組織等への指導助言する場面はある。
- ・指導助言→提言にしてみても？

→様々な議論がなされ、意見集約が困難であったことから、多数決を採りました。

- ①条文削除 … 0名
- ②原案のとおり … 3名
- ③原案+指導助言しやすい環境づくり … 12名
- ④指導助言→連携・協力 … 10名
- ⑤指導助言→参加・助言 … 1名

多数決の結果、③・④の意見が多かった為、ご意見を参考に規約を事務局で修正することとしました。

●規約について（会員資格）

第5条

「本会は、龍ヶ崎市内に住所を有する防災士で構成する。」

→様々な議論がなされ、意見集約が困難であったことから、多数決を採りました。

- ①原案 … 14名
- ②有志の防災士で構成 … 11名

多数決の結果、①に決定しました。なお、意見として、退会の申し出があった場合はどうするかとのご意見をいただき、検討し規約に反映することとしました。

●規約について（役員の数）

第6条

本会に必要な応じ、次の役員を置く 会長1名、副会長2名

→「役員3名では議論が十分ではない」、「意思決定だけであれば原案どおりで

良い」との意見があり、多数決を採りました。

①原案 … 0名

②原案+幹事5名以内 … 6名

③原案+幹事10名以内 … 19名

多数決の結果、③に決定しました。また、人選については事務局一任とのことで了承いただきました。

●組織図について

組織図における「事務局」の位置付けを役員会と同列にしてはどうか？

→検討事項としました。

●防災講演会の講演内容について

→防災士設立総会と併せて防災講演会を実施するにあたり、講師選定や講演内容については事務局一任とのことで了承いただきました。